

関係法令

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 抜粋

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

（条例との関係）

第29条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第2条第2項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

（昭和49年条例第8号） 抜粋

（上乗せ排水基準）

第3条 上乗せ排水基準及びこれを適用する区域は、別表のとおりとする。

附 則(平成14年条例第46号) 改正 平成20年3月28日条例第22号

附則別表第一、附則別表第二（省略）

別表（抜粋）

一 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム

備考

1～6 （省略）

7 この表のほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準は、旅館業（温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場については、適用しない。

8 この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る上乗せ排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定事業場であつて、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。）が、し尿浄化槽に係る排水を排出する排出口から排出する水については、適用しない。

二 上水道水源地域以外の区域に適用する有害物質に係る上乘せ排水基準（海域に排出される排出水に係るものに限る。）

有害物質の種類	許容限度
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号） 抜粋

（排水基準）

第50条 排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

温泉法（昭和23年法律第125号） 抜粋

（定義）

第2条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

別表

- 一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。) 摂氏 25 度以上
- 二 物質(左に掲げるもののうち、いづれか一)

物質名	含有量 (1kg 中)	物質名	含有量 (1kg 中)
溶存物質(ガス性のものを除く。)	総量 1000mg 以上	ふっ素イオン(F ⁻)	2mg 以上
遊離炭酸(CO ₂)	250mg 以上	ヒドロヒ酸イオン(HAsO ₄ ²⁻)	1.3mg 以上
リチウムイオン(Li ⁺)	1mg 以上	メタ亜ヒ酸(HAsO ₂)	1mg 以上
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	10mg 以上	総硫黄(S) [HS ⁻ + S ₂ O ₃ ²⁻ + H ₂ S に対応するもの]	1mg 以上
バリウムイオン(Ba ²⁺)	5mg 以上	メタほう酸(HBO ₂)	5mg 以上
フェロ又はフェリイオン(Fe ²⁺ 、Fe ³⁺)	10mg 以上	メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	50mg 以上
第一マンガンイオン(Mn ²⁺)	10mg 以上	重炭酸そうだ(NaHCO ₃)	340mg 以上
水素イオン(H ⁺)	1mg 以上	ラドン(Rn)	20(100億分の1キュリー単位)以上
臭素イオン(Br ⁻)	5mg 以上	ラジウム塩(Raとして)	1億分の1mg 以上
沃素イオン(I ⁻)	1mg 以上		

下水道法（昭和33年法律第79号） 抜粋

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第六号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）

水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。